

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 浜田市 (都道府県: 島根県)

本事業の担当部局名 地域政策部 定住関係人口推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	浜田市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	18,000,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通</p> <p>本個別事業の位置付け 令和4年度を初年度とする第2次浜田市総合振興計画後期基本計画において、浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定し、多様な課題に対応している。これにより、人口減少対策に特化した取組を行うこととしており、「産業振興と企業立地による雇用の創出」「子どもを安心して産み育てる環境づくり」「U・ターンや定住の促進とふるさと郷育の推進」「地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくり」の4つを基本目標としている。その中の「子どもを安心して産み育てる環境づくり」の数値目標として、「出生数の増加」を掲げている。また、「U・ターンや定住の促進とふるさと郷育の推進」の基本的方向として、少子化対策を推進する上で、若い世代の人口を増やすことを課題とし、【主要施策】人がつながる定住環境づくりの推進において、結婚活動支援の充実に取り組んでいるところである。しかしながら、令和5年の婚姻件数が119件、婚姻率が2.4%と、過去に比べて減少している。</p> <p>結婚新生活支援事業によるアンケートから、若い世代が結婚に伴う経済的な不安を抱えていることが原因であると分析している。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 過年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施することにより、結婚に伴う経済的な支援を行い、経済的不安の軽減をするとともに、市独自制度を設けることにより、新婚世帯を応援する体制を整えることで、婚姻数の増加による定住促進及び少子化対策の推進を図る。</p> <p><本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、結婚に伴う経済的な支援を行うもの。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>			リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>				引越費用
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有				
※(注)3 【その他独自要件】				
申請時に、夫婦共に市内居住(国籍は問わない)・夫婦共に引き続き5年間、市内居住の見込みがあること・夫婦共にこれまでに結婚に係る給付を受けていないこと・内閣府及び浜田市による本事業実施に係るアンケート調査等に協力すること・市税の滞納がないこと・反社会的勢力の構成員でないこと				

2. 申請見込

①新規世帯見込	33	世帯	②継続世帯見込	13	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	22	世帯		
	その他	11	世帯		

【世帯数積算根拠】

令和5年度当市の取組
 1 浜田市結婚新生活支援事業補助金(国事業)
 2 浜田市結婚新生活応援金(市独自事業)
 過年度結婚新生活支援事業実施(R3~R4)
 婚姻件数平均:146件 申請件数平均:118件 申請割合:118÷146=80.8%≒81%
 令和5年度婚姻件数(見込):83件(4月~12月)+43件(1月~3月(R2~R4平均))=126件
 令和5年度申請件数(見込):126件×81%=102.1≒102件
 令和6年度申請件数(見込):(118件+102件)÷2=110件
 令和5年度新規申請割合(R5.12.31現在)
 13件(ともに29歳以下)対5件(その他)対50件(市独自事業)≒20%対10%対70%
 令和6年度国事業
 ともに29歳以下申請件数:110件×20%=22件
 その他申請件数:110件×10%=11件
 次年度継続申請件数(見込):
 R5.12.31現在 継続確定 9件
 R6.1月~3月 継続見込 102件(R5申請件数見込)×30%(国事業割合)×3月/12月×9件/18件(継続割合)=3.8≒4件
 9件+4件=13件

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施中	36	世帯
申請世帯数見込	26	世帯
~12月(実績)	10	世帯
1月~3月(見込)		

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	22 世帯 × 600,000 円 = 13,200,000 円	下記のとおりに積算	
(その他)	11 世帯 × 300,000 円 = 3,300,000 円	上限60万円満額支給件数(見込)	
	(継続補助)	22件×9件/18件(継続無割合)=11件≒10件	
	合計	600,000円×10件=6,000,000円	
		上限60万円未満支給件数(見込)	
		22件×9件/18件(継続割合)=11件	
		上限30万円満額支給件数(見込):11件	
		次年度継続申請件数(見込):	
		R5.12.31現在 継続確定 9件	
		R6.1月~3月 継続見込 100件(R5申請件数見込)×30% (国事業割合)×3月/12月×9件/18件(継続割合)=3.9≒4件	
		9件+4件=13件	
		11件+11件+9件+4件=35件≒40件	
		300,000円×40件=1,200,000円	
		6,000,000円+12,000,000円=18,000,000円	

3. 広報の実施予定

島根県及び浜田市HP・広報誌への掲載、関係部署等窓口へのチラシ配置、ケーブルテレビでの放映、結婚支援団体による周知

	KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	結婚新生活支援事業交付件数 (国事業と市独自事業の合計。令和4年度から令和7年度までの累計件数)	件	440 (令和4年度~令和7年度の累計)	76 (R5.12.31現在)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.77 (平成25年~平成29年)		
	婚姻件数	件	119 (令和5年)		
	婚姻率		2.4 (令和5年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	事業内容 番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	38 (R5.12.31現在)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	80	70 (R5.12.31現在)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	70 (R5.12.31現在)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	該当なし				

民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法 ※(注)8

該当なし

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。